

平成29年度 石垣市小口資金融資制度のご案内

石垣市小口資金融資制度は、石垣市・沖縄県信用保証協会・金融機関との三者相互協力によって市内で事業を営む小規模企業者の資金需要に対処し、事業の振興を図る目的で設けられた融資制度です。

石垣市が融資制度の資金を市が指定する金融機関に預託し、金融機関は預託額の10倍の融資枠を設定し、小規模企業者の資金需要に応えます。

また、担保力・信用力の不足しがちな小規模企業者の債務保証については保証協会がその債務を保証して融資が円滑に行われるよう支援いたします。

対 象 者	市内に前年度の1月1日までに住民基本台帳に記録され、引き続き居住しており、常時雇用する※従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人又は個人企業で、市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している者で、沖縄県保証協会の保証を得られる小規模企業者(特別小口貸付は、源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税・市民税のいずれかについて、申込みの日以前の1年間に納期が到来している税額を完納し、保証協会の他の保証を受けていないこと) ※経営者、役員、家族従業員(生計を一つにしている家族)を除く。 ※常勤のパート・アルバイトは従業員に含まれる。		
融 資 の 種 類	一 般 貸 付	無担保・必要に応じて連帯保証人を求める(法人は代表者を保証人とする)	
	特別小口貸付	無担保・無保証人	
融資の使途及び融資期間	運 転 資 金	商品の仕入れ、原材料購入資金等	5年以内 据置6ヶ月以内
	設 備 資 金	店舗及び事務所の増改築又は機械、車両購入等	7年以内 据置12ヶ月以内
	運 転 ・ 設 備	商品の仕入れ、事務所の増改築等	7年以内 据置12ヶ月以内
融 資 限 度 額	500万円		
融 資 利 率	一般貸付:1.90% 特別小口貸付:1.85%		
保 証 人	個人:必要に応じて連帯保証人を求める		
	法人:代表者		
返 済 方 法	原則として月賦償還又は一括償還		
保 証 利 率	一 般 貸 付	0.40%~0.80% ※保証協会により決定	
	特別小口貸付	0.60%	
取 扱 金 融 機 関	沖縄銀行八重山支店・沖縄海邦銀行八重山支店・琉球銀行八重山支店		
申 込 期 間	企画部 商工振興課 電話:0980-82-1533 平成29年7月3日~平成30年2月28日まで(但し、融資枠に達し次第締め切る)		

保証対象外業種(融資できない業種)

農 業	果樹栽培、温室栽培、種苗業、養鶏業、養豚業、養蜂、養蚕、牛馬育成、搾乳及び原乳販売業(乳牛を所有し原乳を販売する場合)
林 業	育林、育林請負、山林用種苗生産請負
漁 業	のり採取業、水産養殖業(こい養殖、うなぎ養殖、熱帯魚養殖、金魚養殖、はまち養殖)
金融業・保険業	商品券売買取業、ゴルフ場会員権売買取業
不 動 産 業	土地売買取業(投機目的のみ)
娯 楽 業	風俗関連業、パチンコホール、ビンゴゲーム場、スロットマシン場、射的場、ストリップ劇場 芸ぎ業、競輪、競馬の競走場及び競技団、場外車券売場、ディスコ
旅 館 業	モーテル、ラブホテル
浴 場 業	ソープランド
そ の 他	宗教、政治、経済、文化団体、易団業、学校法人

第十回「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

【制度の趣旨】 戦没者等(軍人・軍属などが公務又は勤務に関連して死亡)のご遺族に対し、国として弔意を表すために弔慰金(記名国債)を支給するものです。

【支給対象】 戦没者等の死亡当時のご遺族(三親等内)のうち、次のいずれかに該当する方(平成27年4月1日時点)
 ①戦没者等の配偶者、子、父母、祖父母
 ②戦没者等の死亡当時に生存していた孫、兄弟姉妹
 ③戦没者等の死亡当時まで1年以上生計を共にしていた三親等内の親族
 ④上記のご遺族が、平成27年4月1日以降に死亡した場合の、その相続人

【支給内容】 額面25万円、5年償還の記名国庫債券

【請求期間】 平成27年4月1日から平成30年4月2日まで ※請求期間を過ぎますと受付できません。

【問い合わせ】 市民保健部 市民生活課 電話:0980-82-1253